

大阪市立小林斎場及び佃斎場指定管理業務基本協定書（案）

大阪市及び〇〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。なお、第48条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、大阪市立小林斎場及び佃斎場（以下「斎場」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号。以下「条例」という。）、大阪市立斎場条例施行規則（昭和24年大阪市規則第41号。以下「規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 業務代行料の支払い
- (3) 協定期間
- (4) 違約金
- (5) 補則

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（当該業務の範囲）

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

- (1) 斎場使用の許可に関する業務
 - ア 斎場使用の許可、不許可及び許可の取消し等に関すること
 - イ 使用料の徴収等に関すること（大阪市からの委託業務）
 - ウ 手数料の徴収等に関すること（大阪市からの委託業務）
- (2) 火葬に関する業務
- (3) 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

- ア 運転監視及び保安業務に関すること
 - イ 清掃に関すること
 - ウ 建物の維持保全に関すること
 - エ 設備及び機器等の保守点検に関すること
 - オ 消耗品の補充等に関すること
- (4) その他斎場の管理に関する業務
- ア 斎場の経営マネジメントに関すること
 - イ 斎場の総務及び経理に関すること
 - ウ 利用者満足度調査に関すること
 - エ 備品の管理に関すること
 - オ 斎場の警備に関すること
 - カ 施設の点検及び防火管理に関すること
 - キ 業務日報及び月報作成及び及び報告に関すること
 - ク その他の業務に関すること
- (5) 自主事業に関する業務
- ア ○○○○○
 - イ その他斎場の管理運営に関して、市長が必要と認めるもの
- 2 当該業務の詳細については、大阪市立小林斎場及び佃斎場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）の内容のとおりとする。
- 3 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。
- 4 指定管理者が、当該業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承諾を得なければならない。
- 5 指定管理者は、指定期間における年度ごとに、大阪市へ事業計画書を提出し、その承認を得なければならない。また、事業計画書を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者との協議により、決定するものとする。
- 6 この協定の締結に併せて、募集要項に大阪市と指定管理者双方が記名押印の上、各自1通を保有する。
- 7 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次のとおり成果目標を定める。
- 斎場使用者の満足度 70%以上
- 8 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

（供用日又は供用時間の変更）

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ

め大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市の通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第27条に定める使用料の徴収事務、第33条第3項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市の通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所)

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市の通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手

順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

(一括第三者委託の禁止)

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、当該業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。

3 大阪市は、指定管理者に対して、当該業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 大阪市は、指定管理者に対して、第2項に規定する書面に記載した事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。

5 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。

6 指定管理者は、第2項の規定により当該業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任、又は請け負いの相手方に大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条の規定を遵守させなければならない。

7 指定管理者は、第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合、大阪市に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

8 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の委任又は請け負いの相手方としてはならない。

9 指定管理者は、第2項の規定により当該業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任、又は請け負いの相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でない判断した場合はこの限りでない。

10 指定管理者は、第2項の規定による委任又は請け負いの相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(権利義務の譲渡制限等)

第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただ

し、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。

- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

- 第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市の直ちに通知しなければならない。
 - 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないとき大阪市の認める部分については、大阪市のこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

- 第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、斎場の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引渡し又は廃棄し

なければならない。

- 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護条例、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順並びに指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、

又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を他に委任し、又は請け負わせる場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。

- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護条例の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、大阪市の指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、同条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。
- 16 大阪市は、指定管理者が前項の勧告に従わないときは、個人情報保護条例第16条第2項に定める事実を公表するために必要な措置をとることができる。
- 17 大阪市は、前2項に定めるもののほか、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲

及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警

察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を受託した者又は請け負った者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害(がい)者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害(がい)者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市に障害(がい)者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

第3章 業務代行料及び使用料

(業務代行料の支払い)

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(使用料等)

第26条 斎場(付属設備を含む。)に係る使用料は、条例及び規則に定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額

は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(徴収事務の委託)

第27条 指定管理者は、前条第1項の使用料を使用者から徴収し、大阪市の納付しなければならない。

2 前項の使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）の例による。

(会計独立の原則)

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第29条 大阪市の施設等を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。

4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。

5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。

6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損

害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第33条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議

の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、規則第7条第2項に定める期間までに大阪市に対して同規則第7条第1項の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 事業計画書に基づいた当該業務の実施状況
- (2) 斎場の利用状況（式場含む）
- (3) 斎場の管理に要した経費等の収支状況等
- (4) 自主事業に要した経費等の収支状況等

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第37条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第33条第3項又は第35条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき

- (8) 指定管理者が条例第16条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき

- 2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

- 第38条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の6月以上前までに、大阪市の申し出なければならない。
- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - 3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(業務代行料の返還及び損害賠償)

- 第39条 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。
- 2 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市の損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 大阪市は、第37条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

- 第40条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定の取消し等の公表)

第41条 大阪市は、第37条第1項各号又は第38条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者が第37条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第42条 第37条第1項各号及び第38条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第43条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第44条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第45条 指定管理者は、斎場をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、

あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市の支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第46条 条例第4条の規定による使用許可、同条例第6条の規定による使用許可の取消し等及び同条例7条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市の対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第47条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市の届けなければならない。

(市会の議決等)

第48条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市の指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市の指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市の損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。

6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。

7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第49条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

令和 年度 大阪市立小林斎場及び佃斎場指定管理業務年度協定書（案）

大阪市及び〇〇〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した大阪市立小林斎場及び佃斎場指定管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和 年度における大阪市立小林斎場及び佃斎場の指定管理業務（以下「当該業務」という。）及び業務代行料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

（当該業務の細目）

- 第1条 当該業務の細目は、大阪市立小林斎場及び佃斎場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるとおりとする。
- 2 募集要項に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。
 - 3 基本協定第3条第7項に定める年度毎の目標は次のとおりとする
斎場使用者の満足度 70%以上

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

- (1) 金額 〇〇〇〇円
- (2) 支払時期 〇〇〇〇
- 2 前項で定める業務代行料の金額のうち、年額金〇〇万円は〇〇相当額に充てるものとする。
- 3 大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

（業務代行料の前払い）

- 第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

（業務代行料の精算）

第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終

- 了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
 - 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
 - 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
 - 6 第2条第2項に定める〇〇相当額と実際に要した〇〇費の差額について、第1項から第5項に準じて、個別に年度ごとに精算するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(違約金)

第6条 指定管理者は、基本協定第37条第1項各号及び第38条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 基本協定第37条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第38条第2項

〇〇〇〇円

(2) 基本協定第37条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第7条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定め

